

別記様式第20号 (第43条関係)

その1		<h2 style="margin: 0;">営業の方法</h2> <p style="margin: 0;">(店舗型性風俗特殊営業)</p>	
氏名又は名称			
営業所の名称			
営業所の所在地			
店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第6項第 号の営業	
営業時間		午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで	
広告又は宣伝の 方法 の 態 様	広告又は宣伝の方法	① 広告物の表示 (場所:) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度:) ③ インターネット (URL:) ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所:) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない	
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の立入禁止を明らかにする方法		
営業所の入口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法			
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること		①する ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)	
18歳未満の者を従業者として使用すること		①する ②しない ①の場合: その者の従事する業務の内容 (具体的に)	

その2	
	①する ②しない
酒類の提供	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
役務提供の態様	
当該営業所において	①する ②しない
他の営業を兼業すること	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類（令第2条各号のいずれに該当するかの別）
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各項各号のいずれに該当するかの別）、宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室の鍵の授受を行う場所等
 - (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するかの別）等
 - (5) 法第2条第6項第6号の営業にあつては、異性を紹介する方法（面会の申込みを取り次ぐか又は面会する機会を提供するかの別（面会の申込みを取り次ぐ場合にあつては、異性の姿態又はその画像のいずれを見せるかの別を含む。））等
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。